

物品の供給に係る見積参加申込書

年 月 日

北海道教育庁釧路教育局長 様

本店(〒)の住所
個人の住所
名称
代表者
電話番号

印

(個人にあっては事業所と当該個人の住所を記載してください。)

北海道が発注する次の物品の供給に係る見積合わせに参加したいので、申し込みます。私は、見積参加申込に当たり、次に掲げる社会保険等の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)に該当しない者であることを申し出ます。

- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

なお、この申込書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 事業者の区分 (1)小規模事業者 (2)新規開業者等
- 2 開業及び物品の供給事業開始年月日 個人開業 年月日
法人設立登記 年月日
物品の供給事業開始 年月日
- 3 資本金又は出資の総額及び従業員数 資本金(出資の総額) 万円
従業員数 人
- 4 主たる事業 卸売業
サービス業
小売業
ゴム製品製造業
ソフトウェア業又は情報処理サービス業
旅館業
製造業その他上記以外の業種

5 供給品目

注1 この申込書の記載に当たっては、裏面の注意事項をお読みください。
2 この申込書において、「物品の供給」とは物品の修繕及び洗たくを除き、製造の請負(印章及び印刷物の製造)による供給を含みます。
3 この申込みにより作成する名簿の有効期間は、令和元年度、令和2年度及び令和3年度の3年度です。引き続き、以後の年度も物品の供給に係る見積合わせに参加を希望する場合は、改めて当該年度の1月以後に申込書を提出しなければなりません。
4 見積参加申込書の添付書類
(1) 社会保険等の届出の義務がない場合は、社会保険等適用除外申出書(別記第6号様式)
(2) 誓約書(別記第7号様式)
5 4のほか、この申込書の内容を確認するため、必要に応じ、申込みの時又は申込みの後に、法人の登記事項証明書その他関係書類の提出を求めさせていただきます。
6 この申込書の対象となる契約は、申すまでもなく、先ず、この申込みによる場合に限りますが、この申込みにより作成する名簿に記載されることにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありません。
7 小規模事業者又は新規開業者等要件等(以下「事業者要件」という。)に該当しないため、物品の供給に係る見積参加に該当しない場合、その旨を通知します。
8 事業者要件に該当しない場合、この申込書の記載内容に変更を生じたときは、変更届を提出してください。(様式についてはお問い合わせください。)
9 この申込みにより作成する名簿に記載された業者が、道の物品の購入契約並びに印章の製造又は印刷物の製造の請負契約に係る競争入札資格を取った場合、新規開業者等であって新規開業後1年を経過した場合、(小規模事業者である場合を除く。)本店の移転、資本金の増額、従業員数の増加等事業者要件を欠いた場合又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとなつた場合は、名簿から当該事業者を抹消し、又はこの申込書として不適当であると認められるときは、名簿から当該事業者を抹消します。
10 この申込書を提出する事業者は、提出する前にこの申込書の写しをとり、保管してください。

※受理年月日	年 月 日	※名簿登載年月日	年 月 日
--------	-------	----------	-------

※印の欄は記入する必要はありません。

	氏名	連絡先
本件責任者		
担当者		

(代表者印を省略する場合は本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号)を必ず記載してください。)

注意事項

1 「事業区分」は、いずれか該当する方を○で囲んでください。ただし、いずれにも該当する場合は、おのれも事業者又は新規開業者等の要件等は次のとおりです。

- (1) 小規模事業者
 下の競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有しない事業者で、常時使用する従業員の数が20人（商業卸売業及び小売業をいう。）又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人以下の事業者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出義務を履行しており（当該届出の義務がない場合を除く。）、かつ、道内に本店（個人にあっては当該個人及び事業所の住所をいう。以下同じ。）を有する事業者
- (2) 新規開業者等
 下の競争入札参加資格を有しない事業者で、次のアからカのいずれかに該当する中小企業者のうち、物品の供給事業を新たに開始した事業者で、事業開始後1年未満であって、健康保険法第48条の規定による届出、厚生年金法第27条の規定による届出及び雇用保険法第7条の規定による届出義務を履行しており（当該届出の義務がない場合を除く。）かつ、道内に本店を有する事業者
- ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が300人以上以下で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種及びオに掲げる表で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が100人以上以下で、卸売業（オに掲げる表で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が100人以上以下で、サービス業（オに掲げる表で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が50人以上以下で、小売業（オに掲げる表で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- オ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに次に掲げる表で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員数がその業種ごとに同表で定める数以下の会社及び個人であって、同表で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

カ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうちその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上がアからオのいずれか物品の供給事業開始年月日

- 2 「開業及び物品の供給事業開始年月日」は、個人の場合は個人開業年月日、また、法人の場合は法人設立登記年月日を記載してください。
- 3 個人の場合は個人開業年月日、また、法人の場合は法人設立登記年月日を記載してください。
- 4 資本金の額又は出資の総額、従業員数を記載してください。
- 5 「主たる事業」は、いずれか○で囲んでください。
- 6 「供給品目」は、取扱いを希望する品目を記載してください。

主たる事業については次の日本標準産業分類によるものとする。

卸売業	大分類I（卸売・小売業）の中分類50から55まで
小売業	大分類I（卸売・小売業）の中分類56から61まで
サービス業	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
	大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び39（情報サービス業（小分類391及び細分類3921を除く。））並びに小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業）
	大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）
	大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類75（宿泊業（小分類751を除く。））
	大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）ただし、小分類791（旅行業）は除く。
	大分類O（教育、学習支援業）
	大分類P（医療、福祉）
大分類Q（複合サービス事業）	
	大分類R（サービス業〈他に分類されないもの〉）
ゴム製品製造業	大分類E（製造業）の中分類19（ゴム製品製造業。ただし、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	大分類G（情報通信業）の小分類391（ソフトウェア業）及び細分類3921（情報処理サービス業）
旅館業	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の小分類751（旅館、ホテル）
製造業その他	上記以外の全て